

鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

令和3年7月14日現在（五十音順）

区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表	いしかわ ますみ 石川 真澄	公立鳥取環境大学経営学部 教授
	さとう まさし 佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	なかの さとし 中野 聡	特定社会保険労務士
労働者代表	かわむら まさゆき 河村 正之	電機連合山陰地方協議会 事務局長
	たなか みのる 田中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	はやし だいすけ 林 大介	U A ゼンセン鳥取県支部 支部長
使用者代表	はなばら ひであき 花原 秀明	元三洋製紙株式会社 総務部 参与
	ひらき おさむ 平木 修	元鳥取県商工会連合会 副会長
	みやぎ さだゆき 宮城 定幸	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

平成22年7月5日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長(以下「局長」という。)3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名をするものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 15 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 8 月 24 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

(7月9日現在集計分)

厚生労働省では、都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に、新型コロナウイルス感染症の影響による「雇用調整の可能性がある事業所数(※1)」と「解雇等見込み労働者数(※2)」の動向を集計しています。

(※1)「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※2)「解雇等見込み労働者数」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

本情報は、総務省「労働力調査」等による最新の情報が公表されるまでの間に、新型コロナウイルス感染症が雇用に与えている影響の傾向を把握するための一助として、よりタイムリーな情報把握を行うための取組であり、原則として、週次で新たに把握された数値の動向を注視していくことが適当です。

特に「解雇等見込み労働者数」については、都道府県労働局等が把握できた範囲のものであって、必ずしも網羅性があるものではないため、累積値がコロナの影響を受けて失業された方の全体の人数を表すものではありません。また、把握時点での情報であるため、過去に把握した情報の一部には既に再就職をされた方も含まれている可能性があり、累積値の人数がその時点で失業されている方の人数を表すものではありません。

なお、都道府県労働局等が再度聞き取りを行った結果を反映するなど、数値が変動する場合がございますのでご了承ください。

ハローワークでは、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された方に対して、相談支援体制を強化し、きめ細かな再就職支援等に取り組んでいます。

	新型コロナウイルスに係る雇用調整	
	雇用調整の可能性がある事業所数 (※1)	解雇等見込み労働者数 (※2)
全国	291事業所	1,128人

	解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数 (※3)
全国	530人

(※3)非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み労働者数

参考1:これまでの月次の動向

○ 雇用調整の可能性がある事業所数

5月 16,745所 6月 19,581所 7月 25,262所 8月 11,532所 9月 15,729所
 10月 10,215所 11月 4,523所 12月 3,331所 1月 2,146所 2月 2,415所
 3月 1,581所 4月 923所 5月 2,211所 6月 1,016所 7月 465所

○ 解雇等見込み労働者数

5月 12,949人 6月 12,688人 7月 11,980人 8月 8,935人 9月 11,298人
 10月 7,506人 11月 5,193人 12月 5,285人 1月 5,165人 2月 5,412人
 3月 9,292人 4月 3,256人 5月 2,524人 6月 3,697人 7月 1,372人

(※)7月分については、1～9日までの数値。

参考2:7月9日時点までの累積値

- 雇用調整の可能性がある事業所 131,144所
- 解雇等見込み労働者数 110,326人
- 解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数 51,167人(※)

(※)非正規雇用労働者(パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、令和2年5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではないことに留意が必要。

【業種別の動向】

増加数の大きな業種(上位10業種)

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数	
1	建設業	66	製造業	297 (うち非正規105)
2	飲食業	41	洗濯業	289 (うち非正規230)
3	宿泊業	38	小売業	136 (うち非正規57)
4	小売業	37	飲食業	96 (うち非正規38)
5	製造業	31	医療、福祉	89 (うち非正規59)
6	医療、福祉	16	運輸業	54 (うち非正規7)
7	サービス業	15	サービス業	47 (うち非正規13)
8	卸売業	8	宿泊業	32 (うち非正規3)
9	専門サービス業	7	建設業	31 (うち非正規1)
10	運輸業	7	娯楽業	25 (うち非正規1)
全体		291		1,128 (うち非正規530)

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。

(参考)

累積数の大きな業種(上位 10 業種)

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数	
1	製造業	23,998	製造業	24,967
2	飲食業	15,464	小売業	14,471
3	小売業	12,849	飲食業	13,358
4	サービス業	11,859	宿泊業	12,334
5	建設業	9,304	卸売業	6,462
6	卸売業	8,004	サービス業	6,326
7	医療、福祉	6,865	労働者派遣業	5,861
8	専門サービス業	5,731	道路旅客運送業	4,089
9	宿泊業	5,606	娯楽業	3,627
10	理容業	5,226	運輸業	3,591
全体		131,144		110,326

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。

(参考) 都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」(累積数)

		雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数
1	北海道	12,593	3,949
2	青森	1,843	1,638
3	岩手	1,888	865
4	宮城	1,503	2,648
5	秋田	217	1,550
6	山形	3,425	1,258
7	福島	1,827	1,630
8	茨城	746	2,019
9	栃木	3,305	1,384
10	群馬	3,454	1,611
11	埼玉	2,072	1,872
12	千葉	3,596	3,552
13	東京	48,243	23,579
14	神奈川	3,471	4,916
15	新潟	711	1,938
16	富山	1,017	1,206
17	石川	2,567	1,317
18	福井	3,826	975
19	山梨	513	872
20	長野	1,229	2,240
21	岐阜	2,541	2,277
22	静岡	4,214	2,423
23	愛知	2,362	5,979
24	三重	4,571	1,162
25	滋賀	1,615	855
26	京都	1,535	1,717
27	大阪	1,155	10,224
28	兵庫	2,074	2,691
29	奈良	213	741
30	和歌山	330	535
31	鳥取	1,225	595
32	島根	649	794
33	岡山	1,420	1,491
34	広島	1,076	3,708
35	山口	491	975
36	徳島	433	109
37	香川	412	509
38	愛媛	432	1,002
39	高知	1,721	457
40	福岡	410	1,963
41	佐賀	184	1,029
42	長崎	136	1,956
43	熊本	239	524
44	大分	177	638
45	宮崎	2,434	1,187
46	鹿児島	702	1,546
47	沖縄	347	2,220
	合計	131,144	110,326

※都道府県労働局・ハローワーク管内の事業所から寄せられた相談・報告等による集計であり、同管外における情報も含まれることに留意が必要。

新型コロナウイルスの影響による 雇用調整助成金等の支給状況及び解雇・雇い止め者数について

新型コロナウイルスの影響による令和3年6月18日（金）現在の雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（累計）及び解雇・雇い止め者数（累計）は以下のとおりです。

1 雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（別表参照）

令和3年6月18日現在の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金を含む）の支給申請件数は15,723件、支給決定件数は15,575件となっている。支給申請状況を業種別でみると、「宿泊業、飲食サービス業」が4,718件（30.0%）と最も多く、続いて「製造業」3,245件（20.6%）、「卸売業・小売業」が2,435件（15.5%）となっている。

また、支給決定総額は約121億円となっている。

前月5月末日時点より支給申請件数が821件の増加（前月14,902件）、支給決定件数は830件の増加（前月14,745件）となった。

（別表）

雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（大分類・業種別）

産業分類(大分類)	①雇用調整助成金等 申請件数	②雇用調整助成金等 支給決定件数	③申請総数に 占める割合	④支給総数に 占める割合
A. 農業、林業	71	69	0.5%	0.4%
B. 漁業	14	14	0.1%	0.1%
C. 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0%	0.0%
D. 建設業	1,067	1,059	6.8%	6.8%
E. 製造業	3,245	3,220	20.6%	20.7%
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	0.0%	0.0%
G. 情報通信業	236	236	1.5%	1.5%
H. 運輸業、郵便業	744	737	4.7%	4.7%
I. 卸売業、小売業	2,435	2,405	15.5%	15.4%
J. 金融業、保険業	78	78	0.5%	0.5%
K. 不動産業、物品賃貸業	248	247	1.6%	1.6%
L. 学術研究、専門・技術サービス業	337	331	2.1%	2.1%
M. 宿泊業、飲食サービス業	4,718	4,673	30.0%	30.0%
N. 生活関連サービス業、娯楽業	1,201	1,189	7.6%	7.6%
O. 教育、学習支援業	86	83	0.5%	0.5%
P. 医療、福祉	479	475	3.0%	3.0%
Q. 複合サービス事業	43	41	0.3%	0.3%
R. サービス業（他に分類されないもの）	716	713	4.6%	4.6%
合計	15,723	15,575	100.0%	100.0%

注)雇用保険被保険者以外を対象者とする緊急雇用安定助成金の件数(申請件数:3,488件、支給決定件数:3,455件)を含む

2 新型コロナウイルスの影響による解雇・雇い止め者数について

令和2年3月以降、令和3年6月18日現在でハローワークへの相談、大量雇用変動届又は再就職援助計画などの提出により把握している新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇い止め者数の累計（見込みも含む）は106件、569人となっている。前月（5月21日時点）より8件、80人増加した。

新型コロナウイルスの影響による解雇・雇い止め者数について

業種	令和3年6月18日現在		令和3年5月21日現在		件数 (増加数)	人数 (増加数)
	件数	人数	件数	人数		
製造業	21件	236人	18件	176人	3件	60人
卸売業、小売業	20件	111人	19件	106人	1件	5人
宿泊業、飲食サービス業	20件	108人	19件	100人	1件	8人
生活関連サービス業・娯楽業	9件	32人	8件	29人	1件	3人
建設業	12件	22人	11件	19人	1件	3人
運輸業、郵便業	6件	21人	5件	20人	1件	1人
学術研究、専門・技術サービス業	7件	18人	7件	18人	0件	0人
サービス業(他に分類されないもの)	6件	11人	6件	11人	0件	0人
医療・福祉	3件	7人	3件	7人	0件	0人
農業、林業	1件	2人	1件	2人	0件	0人
情報通信業	1件	1人	1件	1人	0件	0人
合計	106件	569人	98件	489人	8件	80人

(参考)過去の公表時の件数及び人数

令和3年4月23日現在	94件、472人
令和3年3月19日現在	89件、424人
令和3年2月19日現在	80件、383人
令和3年1月22日現在	69件、362人
令和2年12月18日現在	54件、329人
令和2年11月20日現在	47件、318人
令和2年10月23日現在	39件、258人
令和2年9月25日現在	30件、224人
令和2年8月21日現在	22件、174人
令和2年7月22日現在	19件、166人
令和2年6月23日現在	11件、144人
令和2年5月26日現在	6件、100人